

## 八尾市中小企業地域経済振興基本条例

八尾市は、古くより交通や産業の要衝として栄え、河内木綿やブラシ産業等の地場産業の発展を礎に、多くの中小企業が集まる活気ある産業のまちとして発展してきた。

そして今日、全国でも有数の集積を誇る工業並びに地域に根ざした商業及びサービス業は、雇用やまちのにぎわいを創出し、市民生活の安定及び向上に寄与している。

産業はまちづくりの根幹であり、本市の産業を支える中小企業は地域社会の活力の源泉である。

八尾のまちが住みよいまち、住み続けたいまちとして輝きを増し続けるため、市民、事業者及び市は、中小企業がこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互理解と信頼のもと、協働する必要がある。

このような考えのもと、市内の中小企業の振興について、その基本的な理念及び方向性を明確にするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、市内の中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、社会経済構造の変革に的確に対応した産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによつて、健全で調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業者、中小企業団体及び大企業者等をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185

号) 第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

(4) 大企業者等 前2号に規定するもの以外のものであって、事業を営むものの又は企業団体、経済団体等をいう。

(5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り、その協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、事業者及び市が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 中小企業の振興は、市の産業集積と深くかかわっており、市は、その総合的に講ずべき基本的施策を前条の基本方針に基づき、次のとおり定める。

(1) 産業集積の基盤を強化するための施策

(2) 中小企業者の技術力、経営力等の高度化を促進するための施策

(3) 中小企業者又は中小企業団体と他の事業者等との連携を促進するための施策

(4) 産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策

(5) 新たな事業活動を促進するための施策

(6) 産業に関する情報を発信するための施策

(7) 生活と産業が共存し、高め合うまちづくり推進のための施策

(市の責務)

第5条 市は、市民及び事業者等の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力を努めるものとし、また、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営

基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとし、また、地域社会を構成する一員として、地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興及び地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に努めるものとする。

(産業振興会議)

第9条 この条例の理念の実現及び第4条に規定する基本的施策の実施について意見を聴くため、八尾市産業振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。